夫のギャンブルや借金で生活に影響が出ており、子どもや離婚に悩んでいるが、

どうすればいいのかわからない妻からの相談

■人権キーワード

女性（DV）、子ども、ギャンブル依存、ゲーム依存

■相談の主訴

夫のギャンブルや借金で生活に影響が出ており、子どものことと離婚に悩んでおり、どうすればいいのかわからない。

■相談者の状況

* ３0代、女性。
* 働いていた医療機関を結婚後に退職し、現在パート労働中。

■家庭状況

* 夫（３0代）と幼児の子ども２人の４人で民間賃貸住宅にて生活。
* 長女に発達障がいがあり、2人の子どもは保育所に通所中。
* 相談者と夫の仕事の収入で生活を立て、相談者が生活費を管理しているが、夫が相談者の財布から生活費を抜き取ってギャンブルに使ってしまい、ギリギリの生活をしている。
* 夫は長年、競輪やゲーム等で多額のお金を使い過ぎたり、借金があったりする。自己破産をしたことがあるが、夫は自分の金銭の使い方に問題があることを認識していない。
* 相談者と夫の両親は他界。夫には伯父がいる。

ジェノグラム

30代

30代

幼児

幼児

■相談に至った経緯

保育所に子どものことで相談をしていた話の中で、夫の経済的DVがわかり、市人権相談担当課に繋がる。

■相談内容

* 競輪やゲーム等の借金を続けると離婚することを夫に伝えてきたが、なおらない。
* 夫からの身体的暴力や言葉の暴力はないが、経済的ＤＶや精神的な暴力があり、子どもは夫を怖がっている。
* 離婚すると、自分一人の収入で子どもを育てられるか不安があり、医療職に復職したいと考えている。

■対応

* 相談者の離婚の意思を確認するも、夫の収入がある現状では社会福祉協議会の生活支援の貸付を検討したが使用できる資源はなく、経済面から相談者と子ども達が家を出ることが困難であった。
* 携帯電話の支払いが滞り、使えなくなるため、相談者との連絡用として「リスタート・ケイタイ」の申込みを支援。
* 生活保護受給に向け、夫と世帯分離を行えるよう、夫の伯父に相談者と夫とで相談した結果、相談者と子ども達は現居住宅に住み、夫は伯父宅に引っ越し。
* 賃貸住宅の名義を夫名義から相談者名義に変更をするため、不動産業者に相談するよう助言。
* 相談者が2人の子どもの発達障がいや健康、子育ての相談をしていた市保健師や、保育所と連携し、子どもの心身や成長に影響が出ないよう支援した。
* 生活保護申請、児童扶養手当、特別児童扶養手当、精神障害手帳および療育手帳について、各担当課への確認のために同行支援。
* 離婚届を提出し、生活保護費が支給され、母子３人暮らしとなる。

■評価および今後の課題

* 相談者が希望する母子のみの生活に向けた情報収集や助言、各担当課等との連携及び調整が適切に行われ、子どもと一緒に暮らすための準備を整えた。
* 保健師や保育所と連携し、子どもの発達障がいや心身に影響が出ないよう配慮することができた。
* 各担当課と連携し、生活保護や各種手当等の制度を利用することができ、母子での暮らしに繋がった。
* 夫が自分の金銭の使い方に問題があることを認識していない。
* 相談者も夫の行動の根本の部分に気付けていない。
* 借金やギャンブル依存症などについての広報周知が不足している。
* 夫自身の暴力への認識が薄い。

■連携が想定される資源・利用が想定されるサービス等

○府市町村の女性相談センターや配偶者暴力相談支援センター及びDV防止相談担当課（DV防止法及び一時保護制度等の各種制度）

○府子ども家庭センター、市町村の児童虐待防止相談窓口・担当課（児童虐待防止法及び一時保護制度等の各種制度）

○府市町村の子ども・子育て担当課及び保育担当課、保育所・園、認定こども園

○市町村のこども家庭センター　※子育て世代包括支援センターと地域子育て支援拠点事業の見直しにより順次、一体化

○府市町村の母子保健センター・担当課（乳幼児健診、母子健康手帳や児童扶養手当制度等の各種制度）

○大阪府母子父子福祉推進委員

○大阪府ひとり親家庭相談

○市町の福祉事務所　母子・父子自立支援員等（各種支援制度）

○民生委員・児童委員

○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

○市町村の生活困窮者自立支援窓口（生活困窮者自立支援事業）

○府や市の社会福祉協議会（各種支援制度）

○市町村の生活保護担当課（生活保護制度）

○大阪府立母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）

○ハローワーク（公共職業安定所）

○大阪府商工労働部　就職困難者のための就労支援や就職・定着支援など就職困難者支援関係事業（おおさか人材雇用開発人権センター等）

○市町村の地域就労支援センター・担当課（地域就労支援事業）

○市町村の人権相談担当部署

○人権文化センター

○人権協会・人権地域協議会

○リスタート・ケイタイ

※過去に携帯電話キャリア等の未払いがあり、携帯電話契約が困難な人や高額な携帯電話の支払いが困難な人を支援する民間団体が実施しているサービス

（一社）リスタート<https://www.re-start.or.jp/re-start/service.html>